

特報
1

平成17年版 消防白書 要旨..... 4

特報
2

「平成17年度救助技術の高度化等
検討会・作業部会」の開催..... 9

特報
3

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正等の
概要(大容量泡放水砲等及び広域共同防災組織等関係)..... 10

平成18年1月号 No.418

巻頭言 年頭の辞

Report

「平成17年度国民保護実動訓練」(福井県)について.....	12
第8回 全国消防救助シンポジウムの開催.....	13
第8回「全国山火事対策シンポジウム」の開催.....	14

TOPICS

平成17年度消防功労者総務大臣表彰式.....	15
平成18年1月26日は第52回文化財防火デー.....	16
第8回全国消防広報コンクール消防庁長官表彰式の開催.....	18

緊急消防援助隊情報

平成17年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練について.....	20
平成17年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練について.....	22

消防通信～北から南から

熊本県 熊本市消防局「緑豊かな城下町 火の国くまもと」.....	24
----------------------------------	----

消防通信～望楼

平川市消防本部(青森県)／葛城市消防本部(奈良県).....	25
鳥取県東部広域行政管理組合消防局(鳥取県)／宇城広域消防本部(熊本県)	

消防大学校だより

予防・危険物教育について／救急科第64期・予防科第78期成績優秀者.....	26
--	----

広報資料(2月分)

平成18年春季全国火災予防運動.....	27
住宅の耐震化と家具の転倒防止.....	28
林野火災を防ごう！～全国山火事予防運動～.....	29
ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ.....	30

INFORMATION

テレビ広報番組放送のお知らせ／11月の主な通知／広報テーマ(1・2月分).....	31
---	----



■ 表紙
山梨県消防防災航空隊
「あかふじ」

年頭の辞



消防庁長官 板倉 敏 和

平成18年の新春を迎えるにあたり、全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭のご挨拶を申し上げますとともに、日頃のご尽力に対して心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

さて、昨年は一昨年に比べ、地震や風水害等による被害は減じたものの、大規模な列車事故が発生する等、近年の災害は、頻発、多様化、大規模化の様相を呈しており、様々な災害に対し、迅速かつ的確に対応していくことが求められるとともに、有事に備えた国民保護など、新たな対応も必要となってきています。

このような中、我が国に大きな優位性がある国民の安心・安全を維持向上させるため、消防防災力を強化し、災害等から国民を守る体制を整え、大きな変革の時代に対応していかなければなりません。

このため、消防庁では、国民保護及び大規模災害への対応力を強化するため、国民保護・防災部を設置し、消防庁ヘリコプターの整備、大規模災害時における初動時の情報収集、緊急消防援助隊の派遣体制の整備等を図るとともに、国民保護法の施行に伴い、昨年3月には、都道府県国民保護モデル計画を作成し、本年度中には、市町村国民保護モデル計画を作成し、皆様にお示しする予定としております。

また、大規模災害やテロ・有事等に対し、全国的見地から国民の安心・安全を確保する体制を強化するため、緊急消防援助隊の登録部隊数を増強するとともに、高度な救助用資機材、特殊車両及び高度な救助技術・知識等を兼ね備えた救助隊員で構成される「特別高度救助隊」、「高度救助隊」を創設することとしています。

さらに、少子高齢社会の進展や市町村合併の推進を踏まえ、今後の消防体制のあるべき姿について各消防本部において十分に御議論いただくことが重要だと考えております。消防庁においては、「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」の検討結果を受け、今後の消防体制の更なる強化のために消防本部の広域化を推進するための消防組織法改正案を次期通常国会に提出すべく、現在検討を行っております。

一方、大規模災害に対応するためには、消防力の強化のみならず地域の防災力を強化し、消防との連携を図っていくことが重要であり、消防団・自主防災組織の充実強化をはじめ、地域単位でのきめ細かな安心・安全の地域づくりのため、地域安心安全ステーション事業や地方公共団体と事業所間の防災協力の推進等の施策に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

皆様方におかれましては、我が国の消防の更なる発展と、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

皆様方のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

消防の動き



平成18年

1月号

No.418

- 平成17年版 消防白書 要旨
- 「平成17年度救助技術の高度化等検討会・作業部会」の開催
- 石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正等の概要
(大容量泡放水砲等及び広域共同防災組織等関係)

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



平成17年版 消防白書 要旨

総務課

平成17年版消防白書が、平成17年12月16日の閣議報告を経て公表されました。ここでは、「特集」、「トピックスⅠ及びⅡ」を中心に、白書のポイントを紹介します。

主な統計数値については、P.8をご覧ください。

また、白書全文については、消防庁のホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) でもご覧になれます。

特集 消防防災力強化戦略 ～安心・安全な社会の確立に向けて～

相次ぐ災害、事故等の発生により、日本の安心・安全は揺さぶられています。経済活性化の基盤のみならず、国家の存立基盤でもあり、我が国に大きな優位性がある国民の安心・安全を維持向上させるため、消防防災力をどのように強化していくのか、その戦略、安心・安全ビジョンを紹介しています。

1 消防庁の消防防災力強化戦略

消防庁の消防防災力強化戦略は、平成17年5月24日の経済財政諮問会議において総務大臣が発表した「安心・安全ビジョン～安心・安全な社会の確立に向けて」をその基本としている。現在、少子・高齢化の進展、情報通信技術の進歩、これらに伴う社会構造の変化に加え、消防体制自体も、市町村合併の大幅な進展・消防団員の減少等、多岐にわたる課題等を内包している。このような認識の下、消防防災力強化戦略は、官民各々が防災・事故対策等の「安心・安全総点検運動」を展開し、大きく二つの視点、「災害・事故発生時の対策の強化」及び「平常時からの備えの強化」に基づく施策を講じていくことをその柱としている。

2 安心・安全の総点検

現実を見据えた想像力で 一地域の防災・危機管理体制の総点検

地域防災計画については、阪神・淡路大震災以降も見直されていない地方公共団体があるなど、安心・安全の確立のための基盤として、早急に総点検を行う必要がある。

消防庁は、地域防災計画の修正率の向上に努めるとともに、都道府県・市町村における、地域防災力・危機管理能力評価指針による自己評価の実施の推進等により、より実効的な総点検を実施していくこととしている。また、平成16年に制定された国民保護法においては、都道府県及び市町村は国民保護計画に基づき、警報の通知・伝達、避難住民の誘導などの国民の保護に関する措置を実施することとされており、都道府県は平成17年度中に、市町村は平成18年度を目途に計画を作成することとなっている。

消防庁は、これらの計画作成を支援するため、平成17年3月に都道府県国民保護モデル計画を作成するとともに、平成17年度中には、市町村国民保護モデル計画を作成することとしている。

3 災害時の対策

(1) 世界最先端の災害緊急情報伝達・収集ネットワーク
災害や緊急事態等が発生した際には、一刻も早い情報の伝達や収集が生死を分ける。そのため災害等の情報をいち早く伝え、初動等の情報収集をより迅速にする災害緊急情報伝達・収集ネットワークの構築が不可欠である。

○ヘリコプターテレビ電送システムの全国的整備等

災害時に被災状況を確実に把握するため、ヘリコプターによるテレビ撮影映像をリアルタイムで地方公共団体や国において把握できるよう、ヘリコプターテレビ電送システムを全国的に配備することが必要である。あわせて、夜間のヘリコプターの運用や情報収集に関する調査検討を行い、初動時における迅速な被災地情報収集体制の構築を図っていく。

○消防救急無線のデジタル化 消防通信指令施設の広域・共同運用

消防救急無線は現在のアナログ周波数の使用期限が平成28年5月末までとされ、全国の消防本部は、260MHz帯デジタル無線への移行が急務である。デジタル化はより電波を有効に活用できるが、多額の設備投資が必要であり、その効果的・効率的整備が求められる。このため、消防庁は平成18年度までに各都道府県において広域化・共同化のための計画を策定するように要請をしたところである。

このほか、震度情報ネットワークシステムの迅速化、緊急消防援助隊の広域通信体制の強化等に取り組んでいく。

(2) 高度消防・救急救助体制の全国的整備

大規模災害やテロ災害時には、その被害の軽減を図るため、全国的な観点から高度な消防・救急救助体制の構築が求められている。

○「特別高度救助隊」、「高度救助隊」の全国的展開・配備

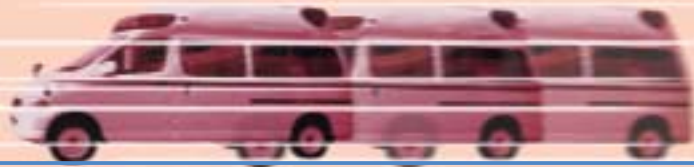
消防庁は、「特別高度救助隊」の東京消防庁・政令市消防本部への配備、「高度救助隊」の中核市消防本部・中核市を有しない県の代表消防本部への配備を検討し、あわせて特別高度救助隊には、特殊な救助用資機材、高度救助隊には高度救助用資機材等を整備することを検討している。

○緊急消防援助隊の登録部隊数をさらに増強

平成17年4月現在、緊急消防援助隊は、2,963隊が登録されており、めざましい活躍をしている。一方、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震などの大規模地震災害や相次ぐ自然災害への対応体制を強化するためには、登録部隊数を現在の3,000隊規模からさらに増強することを検討する必要がある。また、総合的・実践的な全国訓練やブロック訓練、図上訓練等の継続的实施により、その充実強化に努めていくこととしている。

○国としてのオペレーション体制を強化

緊急消防援助隊に対する消防庁長官の指示権の創設に伴い、全国的な運用調整を行う責務が生じたこと等により、消防庁は災害対応のオペレーションも実施することとなる等



大きく変化してきている。このため、消防庁では、消防防災・危機管理センターにおいて、実践的図上演習等を繰り返し実施し、災害即応体制の点検・検証を行っている。また、消防庁ヘリコプターの整備等により、初動時の迅速な情報収集、先遣隊派遣体制を整えるとともに、新たに「国民保護・防災部」を設置した。しかしながら、全国的なオペレーションを実践するためには、十分ではなく、今後、安心・安全な社会の確立に向け、被害の軽減を図るため、消防庁の体制強化を含め、国としてのオペレーション体制を早急に強化する必要がある。

このほか、救急救命等の高度化、先端科学による消火・救急救助技術の開発等に取組んでいく。

4 平常時の対策

(1) あなたの手が地域を守る 一地域防災力の強化

大規模災害に対応するためには、消防力の強化のみならず、地域の防災力を強化し、消防との連携を図っていくことが必要である。

○耐震化緊急実施計画等の策定

消防庁では、防災拠点となる公共施設（文教施設、社会福祉施設、庁舎等）、危険物施設（石油タンク等）などの耐震対策を強力に推進するとともに、巨大な津波の発生が想定されることから、地方公共団体に対し、津波からの避難計画策定を求め、避難地・避難路の整備を促進することとしている。

○実践的な図上シミュレーション訓練の計画的実施

地震や津波などの大規模災害に、迅速かつ効果的な応急対策を実施するため、消防庁は市町村長や都道府県防災担当部局幹部を対象とした実践的な研修「防災危機管理ラボ」等を実施し、市町村における実効的な防災訓練等の普及を行い、市町村長等のリーダーシップの強化、住民と行政間の信頼関係の確立を目指している。

○消防団等の充実強化等

大規模災害時には初期消火、救助等において、「共助」の担い手として、消防団、自主防災組織の活動やボランティア等の重要性が広く認識されている。そこで、これらが連携、相互協力して、災害時の地域の防災力を総合的、効果的に発揮できる体制を構築していく。

○「地域安心安全ステーション」の全国展開

大規模な自然災害の頻発に加え、犯罪の大幅な増加が地域の安心・安全を脅かしつつある。

消防庁では、平成16年度から「地域安心安全ステーション整備モデル事業」を実施し、小学校区単位で公民館や消防団詰所等を活用したステーションを置き、防災行政無線や応急手当・防災資機材等を優先配備し、訓練や応急手当講習等を実施するとともに、自主防災組織等が消防等と協力して行う地域安心・安全パトロールに対する支援を講じ、今後、これらの施策の全国展開を図っていく。

このほか、災害時要援護者避難支援プラン作成や地方公共団体と事業所間の防災協力の推進等に取組んでいく。

(2) 「いざ」のために、今 一火災・危険物の予防対策

消防法令では様々な規制を講じ、また施策を通じて災害の予防を図っており、社会の変化に応じて的確にその見直しを

行い、対応していくことが必要である。

○住宅防火対策の推進

住宅火災による死者数は、建物火災の死者数の約9割を占め、近年増加傾向にある。さらに、死者の半数以上は高齢者であり、今後、高齢社会の進展に伴い、さらに増加するおそれがある。消防庁では、これらを踏まえ、平成16年に消防法を改正し、住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付けた。さらに、この火災警報器等の普及啓発を一層推進し、住宅火災による死者数の低減を実現していく。

○放火防止対策の推進

放火による火災は、平成9年以降8年連続して出火原因の第1位を占めている。放火を防ぐためには、地域全体が「放火されない環境づくり」に取組む必要がある。消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」を策定し、地域による科学的な「放火されない環境づくり」の取組みを一層推進していく。

このほか、危険物事故対策の推進等に取組んでいく。

(3) 今後の消防体制のあるべき姿に向けて

多様化、大規模化する災害・事故等に的確に対応し、今後とも消防が住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするためには、消防体制の更なる充実強化を図る必要がある。また、今後、少子高齢社会の進展により、現在の消防本部の管轄人口も減少すると考えられる。さらに、これまで消防本部の広域再編を推進してきたが、平成の市町村合併に一定の目処が立ったところから、今後の広域再編など消防体制のあり方を新たに検討する必要がある。

このため、消防庁では、現在、これまでの消防体制の現状と課題や広域化の取組みを分析し、消防機関の果たすべき役割や今後の消防体制のあり方について、消防本部に求められる消防力・規模や小規模消防本部の課題、消防本部の広域再編の基本的考え方やその推進方策などについて徹底した調査検討を進めている。こうした調査検討に基づき、地域において高度化、複雑化する社会に対応し、住民の安心・安全を確保する消防体制の整備方策を構築することとしている。

トピックス I

消防防災分野における 国際緊急援助・国際協力の進展

トピックス I では、甚大な被害をもたらしたスマトラ沖大地震・インド洋津波災害やパキスタン・イスラム共和国地震災害における国際消防救助隊の派遣状況、復興支援を含めた国際協力の進展等について紹介しています。

1 スマトラ沖大地震・インド洋津波災害に対する国際緊急援助活動と復興支援

(1) 地震及び津波災害の概要

平成16年12月26日、インド洋を震源とするM9.0の大規模な地震が発生、この地震を原因とする大規模な津波は、インド洋沿岸諸国に死者・行方不明者あわせて22万人を超える極めて甚大な被害をもたらした。



(2) 国際消防救助隊の派遣

○救助チーム

13人（平成16年12月29日～平成17年1月8日）

- ・機動力を駆使して広範囲にわたる検索救助活動を展開。

○ヘリコプターチーム

29人（先遣隊5人を含む、平成16年12月29日～平成17年1月20日）

- ・2機のヘリコプターにより、孤立集落や離島への人員・救援物資搬送等、精力的な救援活動を実施、15日間の活動で現地での飛行回数・時間は延べ58回68時間に及ぶ。

○専門家チーム

4人（平成17年1月7日～20日）

- ・タイ王国内務省災害担当教官に対し1週間にわたる技術指導を実施したほか、タイ国防省関係者、学生等を対象としたセミナーを開催する等、現地の検索救助技術向上、防災意識の普及啓発に寄与した。

(3) 復興に向けての支援

タイ王国から日本国政府に対して防災分野における技術協力専門家の派遣要請があり、消防庁ではタイ王国の災害管理能力及び防災教育のレベル向上に寄与するため、消防庁職員を内務省防災局長アドバイザーとして派遣するとともに、随時タイ王国から研修生を日本に受け入れて研修を実施することとした。

さらに、平成17年7月には消防庁とタイ王国内務省との間で消防防災分野における包括的な協力に関する共同宣言がなされた。

消防庁では、今後この二国間の消防防災分野における協力関係がモデルとなり、アジア地域を中心に海外諸国との間でも積極的に協力関係を築いていきたいと考えている。

2 パキスタン・イスラム共和国に対する国際消防救助隊の派遣

(1) 地震の概要

平成17年10月8日、パキスタン・イスラム共和国を震源とするM7.6の大規模な地震が発生し、同国で死者7万3,320人、負傷者12万8,378人（平成17年11月17日現在）という甚大な被害をもたらした。

(2) 国際消防救助隊の派遣

○救助チーム

13人（平成17年10月9日～18日）

- ・気温の日較差が大きく厳しい環境下で捜索活動を展開。

3 世界消防庁長官会議と国際シンポジウムの開催

阪神・淡路大震災10周年を期して、また、スマトラ沖大地震・インド洋津波災害という世界的な大災害を背景として、大規模災害発生時における国家消防の役割や各国間の今後の協力体制将来展望を宣言すること等を目的に、初の試みとして平成17年1月24日、東京で世界消防庁長官会議（10カ国）を開催し共同宣言がなされた。

また、世界消防庁長官会議に引き続き、「国際消防シンポジウム」が開催され、各国の消防防災分野における課題、今後の方向性について意見交換が行われた。

4 今後の活動に向けて

消防庁では、外務省等と連携し、隊員に対する想定訓練・研修の実施など迅速かつ効果的に検索・救助活動を実施するための体制整備に取り組んでいる。人員・資機材の搬送については、災害発生後72時間が生存者救出の目安となることから、被災国からの要請、派遣決定、実際の派遣を速やかに行い、一刻も早く現地に到着するための体制の整備が求められている。また、災害発生時の国際緊急援助活動はもとより、災害からの復興・復旧に対する支援や消防防災分野における技術移転に積極的に協力することとし、海外諸国との交流を推進している。

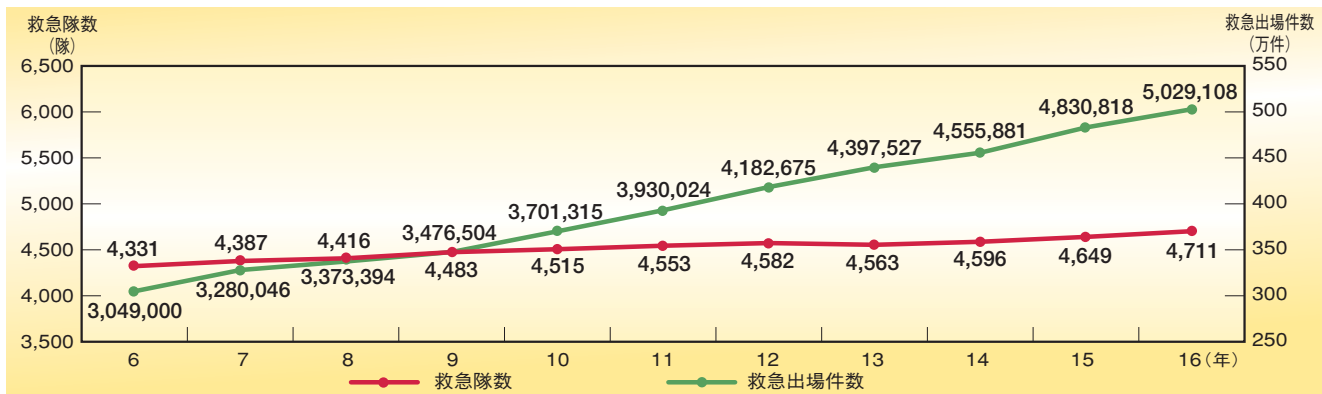
トピックスⅡ

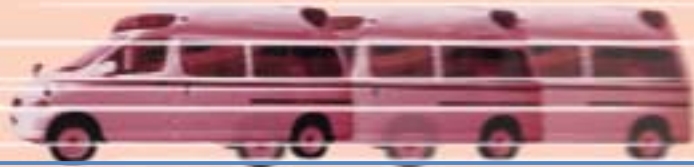
増加する救急需要への対応

トピックスⅡでは、平成16年中の救急自動車による救急出場件数が、初めて500万件を超え、増加する救急需要を踏まえ、救急業務の現状及び救急需要対策について紹介しています。

1 救急業務の現状

近年、救急需要は年々増加し、平成16年中の救急自動車による救急出場件数は、初めて500万件を超え、平成6年中の出場件数と比べると、10年間で64.9%増加したことになる。一方、全国の救急隊数は、10年間で8.8%の増加にとどまっている。これにより、救急隊1隊当たりの年間平均出場件数は増加傾向にあり、さらに、救急自動車の現場到着所要時間は





遅延傾向にある。

今後も、高齢化の更なる進展等に伴い、救急需要は増加し続けると考えられるが、厳しい財政事情等により、救急需要の増加に合わせて救急自動車や人員等の整備を図ることは困難な状況にあることから、年間平均出場件数はさらに増加し、現場到着所要時間もさらに遅延していくことが予想される。そのため、今後、地域によっては、救急自動車による迅速な対応が困難となってくるおそれがある。

2 消防力の整備指針に関する調査検討会

「消防力の整備指針に関する調査検討会」で、平成17年3月にとりまとめられた報告書「消防力の整備指針について」において、救急需要対策について、以下の項目について検討を行う必要があることが示された。

- (1) 救急自動車の適正利用に係る周知啓発活動の推進
- (2) 救急要請時や救急現場におけるトリアージシステムの確立
- (3) 一定の出動業務や患者等の搬送業務への民間活用等
- (4) 救急事案の発生防止策（予防救急）
- (5) 消防救急自動車の活用
- (6) 大規模災害時等における対応

3 検討会の開催

消防庁では、救急需要の増加が原因で、国民に不利益が及ぶことのないよう、救急需要の増加への対応を検討するため、2つの検討会を開催することとした。

「救急需要対策に関する検討会」においては、各消防本部が地域の実情に応じて柔軟な対策を実施できるよう、救急需要対策に関する総合的な検討を行い、また、「救急搬送業務における民間活用に関する検討会」においては、消防機関が実施している救急搬送業務において、患者等搬送事業者を活用する方策等に関する検討を行っている。

今後、消防庁としては、これらの検討会の結果をもとに、各地域において適切な救急需要対策の実施が図られるように推進していきたいと考えている。

本文の記述内容

第1章 災害の現況と課題

この章では、出火状況、火災による死者の状況等をはじめ、各種災害の現況及び最近の動向、消防行政の現況と課題等について、次の災害の分野ごとに記述しています。

- 火災予防
- 危険物施設等における災害対策
- 石油コンビナート災害対策
- 林野火災対策
- 風水害対策
- 火山災害対策
- 震災対策
- 特殊災害対策等

第2章 消防防災の組織と活動

この章では、常備消防機関及び消防団の体制や活動状況、

緊急消防援助隊等について、次の項目ごとに記述しています。

- 消防体制
- 消防職団員の活動
- 教育訓練体制
- 救急体制
- 救助体制
- 航空消防防災体制
- 広域消防応援と緊急消防援助隊
- 国と地方公共団体の防災体制
- 消防防災の情報化の推進

第3章 国民保護への取組み

国民保護法の施行により、地方公共団体は、警報の伝達や避難の指示、救援の実施等の国民の保護のための措置の多くを実施する責務を有し、消防も、市町村長の指揮の下に避難住民の誘導等、重要な責務を負うことになりました。

今回、新たに章立てとし、国民保護法の目的等、これまでの主な取組み、地方公共団体における国民保護計画の作成、今後の課題等について記述しています。

第4章 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

災害に強い安全な地域社会をつくるためには、国民の防火防災意識の高揚を図ることが必要であり、また、大規模災害に的確に対応するためには、地域における自主的な防災活動や、ボランティアによる活動が重要です。

この章では、防火防災意識の高揚等について、次の項目ごとに記述しています。

- 防火防災意識の高揚
- 住民等の自主防災活動
- 災害に強い安全なまちづくり

第5章 規制改革への対応

近年、国際化の進展や社会経済活動の多様化等を背景に、規制緩和などの規制改革が大きな課題となっています。

この章では、規制改革・民間開放推進3か年計画への取組みや構造改革特区制度への取組み状況等について記述しています。

第6章 国際的課題への対応

災害から、生命、身体及び財産を守ることは各国共通の課題であり、消防防災分野における国際協力・国際交流は、人道主義、国際社会への貢献、環境保全等の観点から、必要性・緊急性の高い分野です。

この章では、開発途上諸国への消防技術協力や、国際消防救助隊の活動等について次の項目ごとに記述しています。

- 国際協力・国際交流
- 国際緊急援助
- 基準・認証制度の国際化への対応
- 地球環境の保全

第7章 消防防災の科学技術の研究・開発

災害の複雑多様化に伴い、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます



す重要になっています。

この章では、大規模災害等発生時には、現場において消防機関等と一体となった災害対応を担うこととなる独立行政法人消防研究所が実施した研究開発の推進策や研究の状況、消防庁や消防機関等の研究開発等について記述しています。

第8章 今後の消防防災行政の方向

近年、頻発、多様化、大規模化する災害・事故等により、我が国の安心・安全神話に揺らぎが生じています。

こうした中、国民の安心・安全を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤であり、官民各々において防災・事故対策等の「安心・安全総点検運動」を展開するとともに、災害・事故発生時の対策及び平常時からの備えを強化することが急務となっています。

この章では、重点施策の具体的内容に関して、次の6つをあげて記述しています。

第一に、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示権の創設、国民保護法の施行に伴う新たな役割の付与等により、消防庁は大きな変革期を迎えており、大規模災害・テロ・有事等に対する国家的対応の観点から、消防庁の体制を大幅に充実強化することが急務。

第二に、大規模災害発生時における住民の避難や国・地方を通じた初動対応の迅速化を図るため、日進月歩の高度な情報通信技術を活用した消防防災情報通信ネットワークの高度化・充実強化が不可欠。

第三に、大規模・特殊災害時における全国的見地からの緊急対応体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊の増強や特別高度救助隊等の配備など、高度消防・救急救助体制の全国的整備を検討するほか、急増する救急需要への対策を講じることが必要。

第四に、先端科学技術の進歩を国民の安心・安全に活かすことが強く求められており、国民の安心・安全に資する消防防災科学技術の高度化が必要。

第五に、地域防災力の強化は災害への備えとして、平時より取り組まれるべき課題であり、常備消防をはじめ消防団、自主防災組織、災害ボランティア等多様な主体が一体となった地域防災のネットワーク構築が極めて重要。

第六に、住宅火災による死者数が急増していることや、放火が火災原因の第1位を占めるなど、地域における防火・防犯体制の強化が求められ、特に住宅防火対策については、住宅用防災機器の設置・維持が義務付けられることから、一層の充実が必要。

附属資料等

附属資料は、統計数値を掲載しています。

また、「囲み記事」として、消防団の充実強化を図るため機能別団員制度等を導入している消防団の活動事例や近年増加傾向にある女性消防団員の紹介などトピック的な内容を記述しています。

<平成17年版消防白書の主な統計数値>

1. 火災の状況

(平成16年中)

	件数	前年比(件数)	前年比(%)	死者数(人)	前年比(件数)	前年比(%)
建物	33,325	791	2.4	1,414	△80	△5.4
林野	2,592	782	43.2	11	△8	△42.1
車両	7,077	△289	△3.9	249	△64	△20.4
船舶	132	△4	△2.9	2	△2	△50.0
航空機	10	7	233.3	0	△1	△100.0
その他	17,251	2,767	19.1	328	△89	△21.3
合計	60,387	4,054	7.2	2,004	△244	△10.9

- ※出火件数、焼損棟数、建物焼損床面積及び損害額とも増加しているが、死者数は減少
- ※建物火災による死者の88.5%は住宅での死者
- ※住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)のうち65歳以上の高齢者は56.8%と極めて高い
- ※1日当たり165件発生
- ※主な出火原因 1位 放火 2位 たばこ 3位 こんろ 4位 放火の疑い(放火は8年連続1位)
- ※放火及び放火の疑いは、1万4,006件(出火件数の23.2%)

2. 緊急消防援助隊の活動状況

災害名	死者・行方不明者(人)	住宅被害(件)		活動状況	救出人員
		全壊	半壊		
平成16年7月新潟・福島豪雨	16	71	5,657	延べ171隊693人が3日間活動(うち航空隊9隊71人)	1,855人(うちヘリによるもの92人)
平成16年7月福井豪雨	5	57	142	159隊679人が2日間活動(うち航空隊9隊65人)	388人(うちヘリによるもの187人)
平成16年台風第23号	98	907	7,929	70隊284人が2日間活動(うち航空隊2隊8人)	127人
平成16年新潟県中越地震	51	3,185	13,715	480隊2,121人が10日間活動(うち航空隊39隊244人)	453人(うちヘリによるもの282人)
平成17年福岡県西方沖を震源とする地震	1	133	244	3隊12人が1日間活動(うち航空隊2隊8人)	—
平成17年JR西日本福知山線列車事故	107	—	—	74隊270人が4日間活動(うち航空隊4隊19人)	42人

3. 消防組織

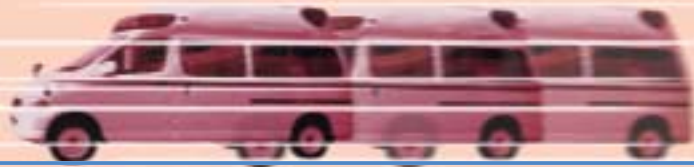
		平成17年4月1日現在	前年比(件数)	前年比(%)	備考
消防本部	消防本部	848	△38	△4.3	市町村合併と広域再編による減
	消防署	1,704	5	0.3	
	消防職員(人)	156,082	558	0.4	
消防団	消防団	2,963	△561	△15.9	
	消防団員(人)	908,043	△11,062	△1.2	
	女性消防団員(人)	13,864	716	5.4	1,010団(全体の34.1%)

- ※火災等への職団員の出動 107万3,314回 延べ1,306万341人
- ※うち団員の出動 25万5,712回 延べ510万2,939人

4. 救急出動件数及び搬送人員

	平成16年中	前年比(件数)	前年比(%)	備考
救急出動件数	5,029,108	198,295	4.1	
搬送人員(人)	4,743,469	168,144	3.7	

- ※6.3秒に1回の割合で出動 国民27人に1人が救急搬送
- ※現場到着まで平均6.4分



「平成17年度救助技術の高度化等 検討会・作業部会」の開催

参事官

1 概要

事故・災害時に用いられる救助資機材については、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」等において規定されており、一部の資機材については、「油圧」、「エンジン」等のようにその仕様が明示されているものがあります。

しかしながら、このような仕様規定は新たな技術の導入を阻害する可能性があり、今後は、仕様規定ではなく資機材の性能を規定することが必要になっています。

なお、政府の規制改革・民間開放推進3か年計画においても仕様規定はできる限り性能規定化することとしています。

そこで、救助資機材の活用事例や、最新技術の導入状況を踏まえ各資機材の品名や区分等についても見直しを行うとともに、救助資機材の性能規定のあり方について検討を行うこととします。

12月6日に第1回検討会・作業部会が開催され、蓼沼朗寿座長を中心に検討事項の確認と今後の作業部会での方針について活発な議論が交わされました。

2 主な検討事項

- (1) 災害時の救助資機材の活用状況
- (2) 救助資機材の性能規定化の有効性



平成17年度救助技術の高度化等検討会・作業部会の模様

- (3) 性能規定化の手法
- (4) 性能による区分、省令別表1と2の区分のあり方

2 委員

<検討会>

蓼沼 朗寿	(財)地方公務員安全衛生推進協会 理事長
榎谷 徹	(社)日本ポンプ協会 救助装備技術部会技術委員長
関根 和喜	横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター長
天野 久徳	(独)消防研究所 消防機械研究グループ長
松井 英樹	札幌市消防局 警防部長
荻野 秀夫	東京消防庁 警防部参事兼警防課長
長尾 一郎	京都市消防局 安全救急部担当部長
吉原 伸二	北九州市消防局 警防部長
上関 克也	総務省消防庁 国民保護・防災部参事官

<作業部会>

長尾 一郎	京都市消防局 安全救急部担当部長
赤尾 隆	(社)日本ポンプ協会 救助装備技術部会技術委員
山田 智	(社)日本ポンプ協会 救助装備技術部会技術委員
伊藤 宏	(社)日本ポンプ協会 救助装備技術部会技術委員
宮坂 征夫	(財)日本消防設備安全センター 技術部長
関根 和喜	横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター長
天野 久徳	(独)消防研究所 消防機械研究グループ長
松野 晃	札幌市消防局 警防部消防救助課救助係長
山田 哲夫	東京消防庁 警防部救助課救助係長
宮澤 和良	東京消防庁 装備部管理課課長補佐兼技術係長
富安 謙吾	北九州市消防局 警防部救急救助課救助係長
中地 弘幸	総務省消防庁 国民保護・防災部参事官補佐

2 今後の予定

12月6日に第1回検討会・作業部会を同時開催した後、今年度中に作業部会3回、検討会1回を開催して検討結果を取りまとめる予定です。



石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正等の概要 (大容量泡放水砲等及び広域共同防災組織等関係)

特殊災害室

■ 改正の経緯

平成15年の十勝沖地震に伴い発生した浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災を踏まえ、自衛防災組織に配備すべき防災資機材等の機能強化を図るため泡放水砲を追加し、及び泡放水砲を特定事業者共同でより広域的な配備を可能とする広域共同防災組織を導入するため「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号。以下「改正法」という。）」により石油コンビナート等災害防止法が改正されました。

今般、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成17年政令第352号）」により、これらの改正の施行期日が平成17年12月1日とされ、また、改正法を受け「石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第353号）」及び「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年総務省令第159号）」が平成17年11月28日にそれぞれ公布され、平成17年12月1日から施行されました。その改正の概要は次のとおりです。

■ 概要

1 自衛防災組織等に関する事項

(1) 特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所に直径34m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクがある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、その直径に応じた基準放水能力を満たす大容量泡放水砲（毎分1万ℓ以上の放水能力を有する泡放水砲）を備え付けなければならないものとしました。省令において大容量泡放水砲の規格を定めています。（改正後の石油コン

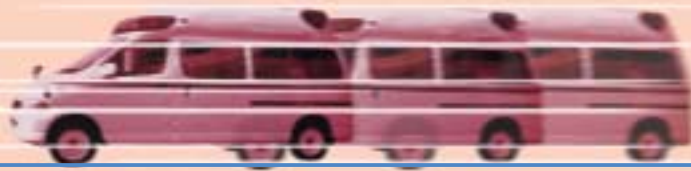
ビナート等災害防止法施行令（以下「令」という。）第13条第1項・第2項、改正後の石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（以下「省令」という。）第19条の2第1項・第2項関係）

(2) 特定事業者は、大容量泡放水砲を備え付けなければならない自衛防災組織に、必要な量の水を120分継続して供給することができる等の基準に従い、ポンプ、混合装置等の大容量泡放水砲用防災資機材等、一定の要件に該当する泡消火薬剤及び耐熱服等を備え付けなければならないものとししました。（令第13条第3項、第14条第5項、第15条、省令第19条の2第3項～第5項、第19条の4、第21条関係）

(3) 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に(1)及び(2)により大容量泡放水砲等を備え付けなければならない場合には、当該自衛防災組織に次の防災要員を置かなければならないものとししました。

- ① 大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を統括する1人の防災要員（令第7条第3項第1号関係）
- ② 大容量泡放水砲各1基につき1人の防災要員（令第7条第3項第2号関係）
- ③ ポンプ各1台につき2人、混合装置各1台につき2人及びホースを展張した場合において最も長いホースの長さ200mごとに1人の防災要員。ただし、市町村長等が適当と認めたときは、人数を減ずることができること。（令第7条第3項第3号、省令第17条の2関係）

(4) 特定事業者は、自衛防災組織に大容量泡放水砲を備え付けなければならない場合には、大容量泡放水砲用屋外給水施設を設置しなければならないものとしまし



た。この大容量泡放水砲用屋外給水施設については、自衛防災組織の基準放水能力により120分継続して放水することができる能力を有し、位置及び構造の要件を満たしていることとしています。

なお、大容量泡放水砲用屋外給水施設は、他の施設との兼用を禁止していますが、一定の条件の下に限り、兼用することができることとしています。また、必要量の水を常時取水することができる河川等がある場合等においては、一定の基準等に適合する場合において、代替を可能としています。

※ 従前の化学消防車等を備え付けなければならない場合に設置すべき消火用屋外給水施設は、その名称を消防車用屋外給水施設とし、消防車用屋外給水施設と大容量泡放水砲用屋外給水施設を消火用屋外給水施設としました。(省令第7条～第12条)

2 共同防災組織に関する事項

共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準に、次の事項を加えることとしました。(令第20条第1項関係)

(1) 構成事業所のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に大容量泡放水砲を備え付けなければならない者があるときは、各自衛防災組織ごとの基準放水能力のうち最も大きい基準放水能力を満たす大容量泡放水砲並びに大容量泡放水砲用防災資機材等、泡消火薬剤及び耐熱服等を備え付けていること。

(2) (1)に該当する場合には、**1**(3)に掲げる防災要員を置いていること。(注：この基準に従っている場合には、各構成事業所の自衛防災組織に義務付けられる防災資機材等及び防災要員については、令第21条第1項の規定によることとなります。)

3 広域共同防災組織に関する事項

(1) 広域共同防災組織を設置することができる区域を定

め、広域共同防災組織の業務は、大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関するものとししました。(令第22条・別表第3関係)

(2) 広域共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準は、次のとおりとししました。(令第23条関係)

① 当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの基準放水能力のうち最も大きい基準放水能力を満たす大容量泡放水砲並びに大容量泡放水砲用防災資機材等、泡消火薬剤及び耐熱服等を備え付けていること。

② **1**(3)に掲げる防災要員を置いていること。

(3) 広域共同防災組織を設置している各特定事業者が(2)の基準に従ってその広域共同防災組織に防災資機材等及び防災要員を配備している場合には、広域共同防災組織を設置している各特定事業者は、当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織に、**1**による防災資機材及び防災要員の配備は要しないものとししました。(令第24条関係)

(4) 改正法第19条の2第3項の広域共同防災規程に定めるべき事項を定め、広域共同防災組織を設置したときは、同条第4項により都道府県知事等に届け出なければならないこととししました。(省令第30条・第31条関係)

4 その他の事項

この政令の施行の際現に石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者については、**1**(1)は、平成20年11月30日までの間は、適用しないものとししました。したがって、大容量泡放水砲を備え付けなければならない場合に配備すべき防災資機材等及び防災要員についても、この間は、配備を要しないこととなります。(令附則第2条関係)

関係事業者におかれましては、今回の改正の趣旨を深く理解していただき、石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の一層の強化に繋げていただくようお願いいたします。

「平成17年度国民保護実動訓練」(福井県)について

国民保護室・国民保護運用室

去る11月27日(日)、福井県美浜町において原子力発電所がテログループの攻撃を受けたという想定のもと、全国初の国民保護法に基づく実動訓練が行われました。

消防庁は、福井県美浜町に設置される緊急対処事態現地対策本部に消防庁職員を派遣するとともに、現地対策本部内における対応について訓練することにより、消防庁国民保護計画等に基づく対処体制及び対処要領を確認し、関係機関相互の連携強化を図ることを目的として参加しました。

美浜町に設置された現地対策本部では、消防庁から派遣された職員が現地対策本部員として活動し、被災地における各関係機関との連携について訓練しました。

今回の訓練では、周辺住民の避難や負傷者の搬送などが実際に行われました。消防機関としては、敦賀美方消防組合消防本部等3つの本部から約40名、車両8台が参加し、避難誘導や負傷者の救急搬送について訓練しました。地元の消防団も避難誘導等に協力し、住民の円滑な避難に貢献しました。多数の関係機関が参加し、また、県内外から500名以上の関係者が研修に訪れ、非常に有意義な訓練となりました。

以下、訓練の概要について簡単に紹介します。

1 実施日

平成17年11月27日(日)

2 主催

内閣官房、福井県、美浜町、敦賀市

3 参加機関等

指定行政機関、指定地方行政機関等、指定公共機関、地方公共団体など約140機関、職員約1,800名、住民約120名

4 訓練想定

関西電力(株)美浜発電所がテログループによる攻撃を受け、同施設の一部が損傷を受けたことにより、放射性物質が放出されるおそれが生じるとの想定

5 主な訓練の内容

- ・緊急対処事態現地対策本部設置運営訓練
- ・緊急対処事態対策本部等設置運営訓練
- ・住民等避難訓練
- ・避難住民等救援訓練
- ・災害対処訓練
- ・緊急時情報伝達訓練



現地対策本部の状況



避難住民の被爆線量測定の様子

第8回 全国消防救助シンポジウムの開催

参事官

1 概要

消防庁では、平成17年12月13日(火)に東京都港区芝公園の「メルパルクホール」において、救助技術の向上及び啓発並びに救助隊員相互の交流を図り、我が国における救助体制の一層の充実を図ることを目的として、全国消防救助シンポジウムを開催しました。

今年は、技術進歩による新しい原動力・車両構造等及び新たな交通事故等における災害対応について、救助隊員が更なる救助技術・知識の向上を図るための取り組みについて「新たな交通事象に適応した救助のあり方について」というテーマのもと開催されました。

今回のシンポジウムには、全国の消防救助関係者等約1,500名が参加し、自動車に対する研究機関の有識者をお招きして、「車両構造と緊急対処」についてお話しをいただいたほか、17年4月25日に尼崎市において発生した、JR西日本福知山線列車事故における救助活動概要を尼崎市消防局の方から報告していただくとともに、救助技術の研究成果、救助活動事例の発表や意見交換などを行いました。

本シンポジウムの内容については、後日記録集を発行し、消防本部等に配布する予定をしています。

2 内容

(1) 講演

相川 潔 (株)J A F M A T E 社 技術映像担当

「車両構造と緊急対処」

円谷 貴宏 (尼崎市消防局警防部消防防災課救急救助担当係長)

「JR福知山線列車脱線事故における救助活動」



第8回全国消防救助シンポジウムの様子

(2) 救助活動事例発表

北山 潔消防大学校調査研究部長を司会者とし、全国の消防本部の応募の中から選ばれた6事例の発表が行われました。

発表者及び演題は以下のとおりです。

山口 隆博 (会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部)

「磐越自動車道高速バス横転事故について」

依田 次生 (東京消防庁)

「交通事故現場におけるクレーン車を活用した新たな救助活動方策について」

山森 誠 (横須賀市消防局)

「大規模鉄道災害発生現場を想定した救助活動訓練検証結果」

柴田 寛之 (川崎市消防局)

「燃料電池自動車の交通事故等における救出活動の考察について」

西本 明司 (大阪市消防局)

「リアモータ駆動式地下鉄における救助方法について」

井元 淳也 (北九州市消防局)

「救助五輪書と九練環救助事故事例」

(3) パネルディスカッション

「新たな交通事象に適応した救助のあり方について」と題し、相川 潔(株)J A F M A T E 社技術映像担当、川島 徹雄名古屋市消防局消防部消防課長、石川 繁東京消防庁第八消防方面本部消防救助機動部隊隊長、鈴 伊知郎川崎市消防局警防部警防課主査、大浦 直行金沢市消防本部警防課担当課長補佐、本田 孝大阪市消防局警防部警防課救助担当係長、円谷貴宏尼崎市消防局警防部消防防災課救急救助担当係長、相田紀夫東京消防庁警防部救助課長を迎え、中地弘幸総務省消防庁国民保護・防災部参事官補佐をコーディネーターとし、相田氏の司会進行で意見交換が行われました。

3 おわりに

開催にあたり、全国から定員を超える参加希望があり、人数調整等で、各都道府県、消防本部の方々に御迷惑をおかけしました。

本シンポジウムが全国の救助隊員等の情報交流の場として積極的に活用され、今後の救助技術の向上に大きな役割を果たしていくことを期待しています。

第8回「全国山火事対策シンポジウム」の開催

特殊災害室

1 概要

「全国山火事対策シンポジウム」は、「山の緑を守るネットワーク協議会」の主要な事業であり、平成10年度以降各会員市において開催されてきました。

今年度は第8回目を迎え、消防庁、林野庁との共催により、内閣府、気象庁、全国市長会、全国町村会の後援を受け、平成17年11月18日(金)、東京グランドホテル(東京都港区)において、メインテーマを「ストップ・ザ・林野火災」と題し、「焼失面積の拡大阻止と火災に強い山づくり」をサブテーマに、林野火災の重要対策である焼失面積の最小限化、火災発生時の対応及び被災跡地の復旧対策について林野火災関係者等の専門家を招き、意見や情報の交換を活発に行うとともに、山火事防止と自然環境保全の大切さを再認識することを目的として開催されました。

シンポジウムには、防災及び消防関係者並びに治山関係者をはじめ、全国から約170人が参加し、医師であり、登山家でもある今井通子氏を講師としてお招きし、「森林とのつきあい、環境を守る」というテーマで基調講演をいただきました。

また、パネルディスカッションでは、消防行政や林野行政の現場において大規模林野火災を経験しているパネリストや、各方面の専門家により、それぞれの立場から有効な対策等についての提言が行われたことをはじめ、活発な意見交換が行われました。

2 基調講演

- (1) 講師：今井 通子 (医師・登山家)
- (2) テーマ：「森林とのつきあい、環境を守る」
- (3) 内容：講演については、今井講師ご自身が森林ボランティア等の活動を通じて経験し学ばれてきた内容を中心に、森林の保護を通じた環境保全

や森林と人との共生の意義について講演されました。

また、会場の参加者に対して、森を好きになってもらうことが森林保全にもつながるというメッセージが伝えられました。

3 パネルディスカッション

(1) 出席者

ア コーディネーター

・山下 邦 博 (消防大学校 客員教授)

イ パネリスト

・岡 本 文 明 (愛媛県今治市消防本部 消防長)

・梶 保 節 男 (広島県農林水産部森林保全室 事業調整官)

・黒 田 晋 (山の緑を守るネットワーク協議会会長 岡山県玉野市長)

ウ オブザーバー

・佐古田 陸 美 (林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室長)

・田 實 博 幸 (防衛庁運用局運用課国民保護・災害対策室)

・藤 田 由起夫 (気象庁予報部予報課 防災気象官)

・吉 村 修 (消防庁特殊災害室長)

[五十音順・敬称略]

(2) 内 容

初めにコーディネーターの山下氏から、日本の林野火災の現状に関してスライドを使用したポイント解説が行われ、続いて各パネリストから大規模林野火災に関わる「予防・応急・復旧」という各場面における、それぞれの経験を踏まえた提言や今後の対策に関する発言が行われました。

また、各パネリストの発言内容を中心に、オブザーバーの方々も加わり積極的な意見交換や質疑が行われました。

最後に、コーディネーターの山下氏がディスカッションの内容を取りまとめ、各地域の風土、気候、特性にあった予防対策の確立、空中消火における消防・防災ヘリと自衛隊及び地上部隊との連携、復旧時における植樹等のボランティア活動の大切さ等についてまとめられました。

4 おわりに

本シンポジウムの内容については、事務局において取りまとめ、地方公共団体や林野火災関係者に送付することとしています。

今後、山の緑を守るネットワーク協議会をはじめとして、林野火災関係者の情報交流、意見交換が一層活発となり、林野火災の防止と防災対策の充実に大きな役割を果たされることを期待しています。



第8回「全国山火事対策シンポジウム」の様子

平成17年度消防功労者総務大臣表彰式

総務課

平成17年度消防功労者総務大臣表彰式が、去る12月6日(火)14時から虎ノ門パストラル(東京都港区)において、山崎 力総務副大臣、秋本敏文(財)日本消防協会・(財)日本防火協会理事長のご列席のもと、盛大に挙行されました。

消防功労者総務大臣表彰は、昭和63年に創設され、「国民の生命、身体、財産を災害から防護するため、地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について尽力している消防団員及び消防関係者の士気高揚を図り、職務に精励する励みとする」ことを目的に、実施しているものです。



山崎総務副大臣の挨拶

受賞者は、広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防火思想の普及等に尽力し、その功績が顕著な方々です。

表彰式では、山崎総務副大臣から、受賞者全員に対し表彰状が授与されました。

なお、今回の受賞者の方々は次の皆様です。

富田 博	北海道羊蹄山ろく消防組合喜茂別消防団団長
七戸 繁夫	青森県深浦町消防団地区団長
山崎 勤一	岩手県宮古市連合消防団田老消防団団長
川口 大	福岡県小都市消防団団長
野田 正次郎	長崎県諫早市消防団副団長
邊木園 昭	宮崎県高原町消防団団長
日高 二三夫	鹿児島県屋久町消防団団長
並里 弘一	沖縄県本部町今帰仁村消防組合消防団団長
鎌田 キネ子	秋田県婦人防火クラブ連絡協議会会長
小川 英子	福井県婦人防火クラブ連絡協議会会長
山口 洋枝	島根県女性防火クラブ連絡協議会会長
吉岡 伸子	岡山県婦人防火クラブ連絡協議会会長
朝倉 嘉枝	広島県幼少女女性防火委員会女性防火部会会長



平成17年度消防功労者総務大臣表彰受賞者

平成18年1月26日は第52回文化財防火デー

予防課

昭和24年1月26日に、1300年の歴史を持ち世界的至宝である日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損したことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的として、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、以来この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開してきました。

昭和25年の文化財保護法制定以来、国指定の文化財が火災の被害を受けた例としては、昭和25年の京都市の金閣寺（鹿苑寺）、昭和31年の滋賀県の延暦寺大講堂のほか、近年では、平成10年の奈良県の東大寺戒壇院千手堂

及び平成12年の京都市・寂光院の木造地藏菩薩立像などがあります。

文化財防火は文化財の所有者・管理者だけで成し遂げられるものではなく、地域の住民や消防機関などが一体となって継続的に取り組むことにより、効果的なものとなります。

貴重な文化財を守るため、次のことに配慮して、文化財防火に取り組んで下さい。

1 防災訓練の実施

防災訓練を実施する際には、次の点に留意しましょう。

(1) 消防機関への通報、初期消火、重要物件の搬出、避



大崎八幡宮（宮城県：仙台市）での文化財防火デー消防演習（平成17年1月26日）（写真提供：仙台市消防局）

難誘導などの総合的な訓練を行うこと。

- (2) 見学者の多い木造建造物等にあつては、火の回りが早いことを考慮して避難誘導訓練を行うこと。
- (3) 消火訓練後は、使用した防火水槽への水の補給、消火器の消火薬剤の詰め替え等を忘れずに行うとともに、検討会を開催して、一層の改善に努めること。

2 防災対策の推進

次の点に留意して防災対策の推進に努めましょう。

- (1) 文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即した消防計画の作成と、計画に基づく自衛消防組織等の防災体制の整備強化に努めること。また、夜間等警備が手薄になる場合についてあらかじめ対策を講じておくこと。

- (2) たき火・喫煙等禁止区域内の喫煙や火遊びなどの監視等を行い、火災危険要因の排除に努めること。
- (3) 文化財周辺地域の住民と防災のための連携を密にし、情報連絡体制及び通報体制の確立に努めること。
- (4) 消防用設備等の点検、整備の励行に努めること。
- (5) 消防機関による防火診断等を積極的に受けること。
- (6) 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃物・危険物の保管場所等の点検・整備に努めること。
- (7) 文化財周辺の環境の整理・整頓に努めること。
- (8) 震災時に消火栓等が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。
- (9) 震災時に対処するため、木造建築物等の点検及び応急資材の準備をしておくこと。
- (10) 避難路及び避難場所の点検及び整備に努めること。



「第52回文化財防火デー」ポスター

第8回全国消防広報コンクール 消防庁長官表彰式の開催

総務課

消防庁では、「第8回全国消防広報コンクール」(後援：全国消防長会、(財)日本消防協会)を開催しました。

このコンクールは、全国の消防本部及び消防団から応募のあった広報紙(誌)、広報写真、広報ポスター・カレンダー、ホームページの各部門において、広報技術が優秀なものを選定し、これを全国的に紹介することにより、各団体における広報技術の向上を図るとともに、消防防災行政の推進に寄与することを目的としています。

今回は、広報紙部門59点、広報写真部門33点、広報ポスター・カレンダー部門43点、ホームページ部門31点の計166点の応募がありました。

去る11月1日には、広報に関する専門家等で構成する表彰選考会を開催し、厳正な審査の結果、受賞作品を決

定し、11月25日には、消防庁長官室において表彰式を行いました。

また、11月25日から12月2日まで、消防庁が所在する中央合同庁舎第2号館の1階アトリウムにおいて、受賞作品の展示を行いました。

選考委員 (敬称略・順不同)

長岡 光弘 (株)ポイント代表取締役(グラフィックデザイナー)
(代表選考委員)

吉村 潔 (株)メディア・ブレン代表取締役(エディター)

田中 里沙 (株)宣伝会議「宣伝会議」編集長

君波 昭治 (社)共同通信社 編集局写真部副部長

酒井ゆきえ キャスター、(社)日本国際青年文化協会理事



板倉敏和消防庁長官と受賞者の記念撮影



受賞作品の展示

● 広報誌部門 (応募総数59点)



最優秀賞
「名古屋の防火&防災」
名古屋市消防局(愛知県)



優秀賞
「広報やまがた西部消防」
山県西部消防組合消防本部(広島県)



優秀賞
「消防署の仕事」
中和広域消防組合消防本部(奈良県)



入選
「広報おとくに消防」
乙訓消防組合消防本部(京都府)



入選
「かわにし119新聞」
川西市消防本部(兵庫県)



入選
「私たちの町を守る消防」
さつま町消防本部
(鹿児島県)

● 広報写真部門 (応募総数33点)



最優秀賞
「生きている、生きている。絶対助けるんだ!」
東京消防庁 (東京都)



優秀賞
「雨中の救出劇」
見附市消防本部 (新潟県)



入選
「油と水」
相楽中部消防組合消防本部 (京都府)

入選
「銭湯からのバケツリレー」
東京消防庁 (東京都)



優秀賞
「得意顔!」
真庭市消防本部 (岡山県)



入選
「俺たち消防団! (歌って踊れる消防団)」
飯田広域消防本部 (長野県)

● 広報ポスター・カレンダー部門 (応募総数43点)



最優秀賞
「広報ポスター」
大阪市消防局 (大阪府)



優秀賞
「広報カレンダー」
長野市消防局 (長野県)



入選
「広報ポスター」
守口市門真市
消防組合
消防本部
(大阪府)



入選
「広報ポスター」
堺市高石市
消防組合
消防本部
(大阪府)



優秀賞
「広報ポスター」
淡路広域消防事務組合消防本部 (兵庫県)



入選
「広報カレンダー」
鳥取県東部広域
行政管理組合
消防局
(鳥取県)

● ホームページ部門 (応募総数31点)



最優秀賞
粕屋北部消防本部 (福岡県)
<http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp/>



優秀賞
福岡市消防局 (福岡県)
<http://119.city.fukuoka.jp/>



入選
京丹後市消防本部 (京都府)
<http://www.city.kyotango.kyoto.jp/kcfd/>



入選
京都市消防局 (京都府)
<http://www.city.kyoto.jp/shobo/main.html>



優秀賞
中吉野広域消防組合消防本部 (奈良県)
<http://www.nakayoshino.or.jp/>



入選
能美広域事務組合消防本部 (石川県)
<http://www.nomi-119.jp/>

消防庁ホームページに本コンクールの結果及び代表選考委員の長岡光弘氏に作成していただいた受賞作品に対する講評を掲載していますので、是非ご覧ください。
消防庁ホームページ:
http://www.fdma.go.jp/html/new/konkeka_8/konkeka_8.html

平成17年度緊急消防援助隊 近畿ブロック合同訓練について

和歌山県危機管理局総合防災課

平成17年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を、去る10月28日、29日の両日にわたり、和歌山県で紀伊半島沖を震源とする海溝型地震の発生により、甚大な被害が発生したとの想定で、近畿2府7県緊急消防援助隊等の連携活動能力の向上を図ることを目的に近畿府県合同防災訓練と併せて実施しました。

1 開催日

平成17年10月28日(金)、29日(土)

2 実施場所

(野営訓練会場)

和歌山市「和歌山ビッグホエール」

田辺市「南紀スポーツセンター」

(総合訓練会場)

和歌山市紀ノ川河川敷「せせらぎ公園」

田辺市扇ヶ浜「扇ヶ浜交流広場」

3 参加機関

大阪府隊・兵庫県隊・京都府隊・福井県隊・三重県隊・滋賀県隊・奈良県隊・徳島県隊・和歌山県隊・海上保安庁・日本赤十字社

合計	参加部隊	94隊
	参加人員	392名

4 実施内容(実施予定)

第1日目

災害情報収集訓練、応援要請等情報伝達訓練、先行調査、図上訓練(調整本部設置運営訓練)、支援情報伝達訓練、応援隊誘導訓練、野営訓練、激励巡視、初動訓練検証会



調整本部設置運営訓練

第2日目

【和歌山市会場】

ヘリテレ電送・災害映像送信訓練(※雨天中止)
特異事故(橋梁崩壊)による集団救急救助対策訓練
BC災害対応訓練(※雨天中止)
大規模火災(遠距離)消火訓練
中高層建物火災防ぎょ救出訓練(※雨天中止)
合同閉会式

【田辺市会場】

救援物資搬送訓練(※雨天中止)
災害情報収集訓練(※雨天中止)
津波倒壊家屋救出訓練
土砂埋没車両救出訓練
津波孤立者救出訓練(※雨天中止)
津波漂流者救出訓練
津波水没者救出訓練
山林火災空中消火訓練

5 主な訓練種目の具体的内容

(1) 図上訓練(調整本部設置運営訓練)

紀伊半島沖を震源とする東南海・南海地震が発生した



想定で、和歌山県初のロールプレイング式大規模図上訓練を実施しました。

和歌山県災害対策本部に設置した調整本部では、消防庁の現地派遣職員、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局の指揮支援部隊、和歌山市消防局の派遣職員を交え、激甚地域の選定と部隊配置についての検討を行いました。

(2) 特異事故による集団救急救助対策訓練

地震により橋梁が崩壊したため、橋上を走行中の車両が転落したとの想定で、三重県隊、福井県隊、和歌山県隊、日本赤十字社の連携のもと、訓練が行われました。



特異事故による集団救急救助対策訓練

(3) 津波倒壊家屋救出訓練

東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定によると、津波による死者数が全国ワースト1位である本県においては、津波被害を念頭においた訓練の重要性は非常に大きいものです。

今回、訓練会場となった和歌山市では、地震発生後約1時間後に津波の第1波が到達し、田辺市にあっては、



津波倒壊家屋救出訓練

約20分後に津波の第1波が到達することが想定されています。

(4) 野営訓練と激励巡視

近畿2府6県の各府県隊が、和歌山市、田辺市で野営訓練を実施しました。

野営訓練会場では、訓練参加各隊員が集まり、初動訓練の検証を行うとともに、2日目の合同訓練にあたり作戦会議が行われました。

また、貝沼孝二消防庁審議官により激励巡視が行われました。



激励巡視

6 訓練を終えて

長い海岸線と山地に挟まれ平野部の狭隘な本県においては、孤立化対策を含めた災害応急対策には、航空機の活用が必要不可欠であるため、本県で実施している近年の訓練は、航空機を活用した救出救助訓練、物資搬送訓練を中心に実施する傾向にありました。

実際に、今年度の訓練には、近畿府県合同防災訓練参加を含め、19機の航空機の参加を予定していましたが、予想外の豪雨により、航空機のほとんどが出動不可能になりました。

そういった状況下で実施した今年度の訓練は、地上部隊の的確な状況判断と臨機応変な対応が求められるものであったと感じさせるものでした。

また、訓練を企画する立場においては、空路が寸断された場合を想定した訓練を企画する必要を感じさせるものでありました。

最後になりましたが、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の実施にあたり、多大な御協力を賜りました皆さま方に、この場をお借りして御礼申し上げます。



平成17年度緊急消防援助隊 関東ブロック合同訓練について

茨城県生活環境部消防防災課

平成8年から実施されている緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練は、今回、茨城県で初めて実施しました。

以下、訓練の概要を御紹介します。

1 実施日

平成17年10月29日(土)、30日(日)

2 訓練会場(水戸市内3会場)

県庁周辺会場(メイン会場)、千波湖周辺会場及び水戸駅南口会場で、実際の湖沼や駅のペDESTリアンデッキ、鉄道の訓練用引き込み線なども使用した訓練を実施しました。

3 主催

- ・ 総務省消防庁
- ・ 関東ブロック合同訓練茨城県実行委員会

4 参加機関

1都9県の消防機関から193隊688名が参加するとともに、医療関係者(日本赤十字社、茨城県医師会、水戸市医師会)や鉄道関係者(JR東日本水戸支社)及び陸上自衛隊が参加しました。

5 訓練想定

水戸市付近を震源とするマグニチュード7.3の直下型地震により、水戸市を中心に甚大な被害が発生し、県内広域応援の出動に加え、緊急消防援助隊の応援要請を行ったとの想定で訓練を実施しました。

6 主な訓練内容

(1) 参集訓練(29日)

受援計画に基づき、進出拠点の指定、進出拠点における情報伝達、県内の消防本部による活動拠点までの誘導を行いました。



県庁で実施した調整本部運用訓練

(2) 調整本部運用訓練(29日 9:00~12:00)

県庁において実施した調整本部の運用訓練は、甚大な被害を受けた3市から広域応援の要請が県災害対策本部に入るところから開始し、緊急消防援助隊の要請、調整本部の設置、進出拠点の決定、指揮支援部隊長及び消防庁派遣職員の到着、各都県隊の応援先市町村の決定などの一連の流れを実施しました。

また、被害が拡大する事態に対応して、県災害対策本部に派遣された自衛隊員も参加して、緊急消防援助隊・県内広域応援・自衛隊の活動の調整を行いました。

この訓練では、緊急消防援助隊が迅速に進出拠点に集結し、さらに適正に応援先市町村に配置されるための調整本部の運営や県内広域応援・自衛隊の活動との調整などの流れについて検証しました。



なお、各市災害対策本部と県災害対策本部・調整本部との連絡には、防災行政無線などの非常用通信網を使用しました。

(3) 激励巡視 (29日 17:30~18:30)

板倉敏和消防庁長官が野営訓練会場(県庁周辺会場)において、各都県隊の激励巡視を行いました。

(4) 総合訓練 (30日 8:30~10:40)

洪水災害や鉄道災害、テロ災害といった昨今発生した、あるいは発生する懸念のある災害なども想定して、次に掲げる訓練など18の訓練を実施しました。

より実践的な訓練となるよう、実際の湖沼なども会場とし、また、自衛隊などの多様な機関と連携しながらの訓練としました。

(調整本部運営訓練：県庁周辺会場)

会場に設置したテント内で、前日に引き続き、実施しました。

(土砂災害救出訓練：県庁周辺会場)

土砂崩れで埋没した車両内に要救助者がいるとの想定で、消防機関と陸上自衛隊の連携による訓練を実施しました。

(遠距離送水・街区延焼阻止訓練：県庁周辺会場)

市街地で発生した火災が大規模に拡大しているとの想定で、消防本部と消防団による訓練を実施しました。

(水難救助訓練：千波湖周辺会場)

河川に転落したバスの車上で乗客が救助を求めているとの想定で、消防機関と陸上自衛隊の連携による訓練を実施しました。



千波湖で実施した水難救助訓練

(テロ災害対応訓練：水戸駅南口会場)

駅のペデストリアンデッキで、テロリストが化学剤を撒いたため、傷病者が多数いるとの想定で、特殊災害部隊等による訓練を実施しました。



(鉄道災害対応訓練：水戸駅南口会場)

脱線した列車と乗用車が衝突し、両方の車内に要救助者がいるとの想定で、消防機関とJRの連携による訓練を実施しました。

7 終わりに

今回の訓練に際し、県と県消防長会では、実行委員会を設置し、消防庁と協議しながら、訓練の準備を進めました。

事務局の置かれた水戸市消防本部(代表消防本部)や事務局に職員を派遣した日立市消防本部・つくば市消防本部(代表消防機関代行消防本部)はもちろんのこと、作業部会などの場で、県内の27全ての消防本部が打ち合わせや検討を重ね、総力で準備に取り組みました。

そのおかげもあり、また、比較的天候に恵まれたこともあり、予定した訓練を全て実施することができました。

県では、訓練を実施する中で、当初の目的どおり、受援計画を十分に検証することができたものと考えており、今後、検証結果を基に、受援計画をより実効性のあるものに見直してまいります。

最後に、今回の訓練に際して、御指導や御協力をいただきました消防庁、関東ブロック各都県、参加の各消防機関・各協力機関の皆様方に深く感謝申し上げます。



KUMAMOTO



熊本県 熊本市消防局
消防局長 小田 和穂

緑豊かな城下町 火の国くまもと

九州のほぼ中央に位置する熊本市は、古来より九州の政治・経済・文化などの拠点として栄え、面積は約267km²、人口は約67万人を有し、東は火の山阿蘇を望み、西は有明海に面しております。明治29年に来熊した夏目漱石をして「森の都だなあ」と感嘆させたという豊かな緑、また豊富で清冽な地下水などの自然環境に恵まれるとともに、熊本城、水前寺公園、市内各所に残る明治の文豪たちの足跡や自然、歴史、伝統文化の中に都市機能が見事に調和した近代都市であります。



築城400年を迎える熊本城

なかでも本市のシンボルである戦国武将の加藤清正が築いた熊本城は、築城400年を迎えるにあたり、現在本丸御殿をはじめ櫓

の数々、長塀などの復元整備を進めており、また平成23年に予定されている九州新幹線鹿児島ルートの中線開業を控え、熊本駅周辺の再整備に取り組んでおります。このような中、最近では市街地の拡大やビルの高層化が進んでおり、本年度は、45m級のはしご車を導入するなど都市型の災害対策にも重点を置きながら、現在1局6課3消防署14出張所、消防職員620名で消防業務に取り組んでおります。

さて、本市では平成12年に全国消防救助技術大会を開催したのに続き、昨年5月には全国消防長会第57回総会が開催され、全国各地から消防長



45m級はしご車



全国消防長会第57回総会の模様

をはじめ総勢約650名が一堂に会し、消防を取り巻く諸問題について、慎重に審議が交わされたところでもあります。これらのことは政令市以外での開催は初めてであり、今後政令指定都市を目指す全職員の意気込みが、「火の国魂」と呼ぶにふさわしい一致団結した取り組みとなって現れました。

また近年は国内外におきましては、大規模な自然災害やテロ災害が多発しており、当局ではその対策の一つとして、毎年各防災関係機関と合同訓練を実施しておりますが、本年度は空港においてテロ災害を想定した人命救助協同訓練を、陸上自衛隊や日本赤十字社と共に4回に渡り実施するなど、広域応援体制については特に強化を図っております。

さらに、本市が忘れてはならないのが、昭和48年11月に発生し、火災史上最悪の大惨事となった大洋デパート火災であり、毎年この日には104名の犠牲者に対し全職員が黙祷を捧げ、本市の重要な教訓として若い職員に語り継ぎ、さらに地域に密着した消防体制の強化を図る意味からも、約3,300名の消防団員と協力しながら、「誰もが安全で心豊かに暮らせるまちづくり」を目指し、その実現に向けて努力して行きます。

最後に、本年5月には100カ国からの参加による「世界女性スポーツ会議」の開催や、平成19年には熊本城の築城400年を記念し、多彩なイベントを計画していますので、全国の皆さま、熊本へのお越しを心よりお待ちしております。

熱演！劇団ピーポーズ

平川市消防本部

平川市消防本部は17年11月27日、平賀町で開催された文化祭フェスティバルにおいて当消防本部所属の劇団「ピーポーズ」が熱演しました。救急戦隊「タスケルンジャー」に扮した救急隊が悪と戦い、AEDを使用して人間を救うストーリーをコミカルに演じると、会場は子どもからお年寄りまで爆笑の渦に包まれました。当消防本部は18年1月1日、3町村合併により平賀・尾上地区消防等事務組合消防本部から、平川市消防本部となりましたが、劇団員は更なる応急手当普及啓発に燃えています。



AEDを使って人間を救うピーポーズ

竹内トンネルで夜間消防訓練を実施

葛城市消防本部

葛城市消防本部は17年11月1日、関西国際空港へのアクセス道路の南阪奈道路竹内トンネルにおいて夜間消防訓練を実施しました。訓練は、トンネル内で車両火災が発生したとの想定により、南阪奈道路消防相互応援協定消防本部、西日本高速道路㈱と合同で実施しました。当日は、トンネルの大阪府側と奈良県側の両坑口に設置されている消防用無線接続装置を使用して、両トンネル坑口間での災害情報等の交換訓練、通報訓練、指揮統制訓練を行い、効果的な連携を図ることができました。



トンネル内の消防用無線接続装置を使った訓練

消防通信

望

楼

ぼうろう

エコはしご車登場！！

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

鳥取県東部広域行政管理組合消防局は17年10月19日から23日まで、同事務局主催で開催された「エコ工作コンテスト」にペットボトルで作ったはしご車と消防ヘリを特別出品しました。コンテストは、「もったいない！」をテーマに子どもたちに環境問題を考えてもらおうと毎年開催しているもので、職員が手づくりしたはしご車と消防ヘリは、火災から貴重な財産を守ろう、森林資源を大切にこの思いから、はしご車は約500本、消防ヘリは約200本のペットボトルを使って約1か月かけて作成しました。



エコはしご車に興味津々の子どもたち

手作り紙芝居で「防火」をPR！

宇城広域消防本部

宇城市消防団の女性団員は17年11月14日、管内の保育園を訪れ、紙芝居「はばたけ！ウータン」で防火をPRしました。紙芝居はいたずら好きなショウちゃんの火遊びから火事になり、それを主人公の小鳥のウータンが早く知らせたことにより、火事から逃げたという内容で、消防職員が製作しました。団員らは園児たちが分かりやすいようにと手作りの消防車や消火器等の小道具を使って、女性ならではの優しく、臨場感溢れる口調で語りかけると、園児たちは「火遊びはしません」と防火を誓ってくれました。



紙芝居を読んで聞かせる女性団員

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防大学校だより

■ 予防・危険物教育について

消防大学校では、年2回、専科教育として「予防科」を実施しています。

近年、我が国の社会経済状況が大きく変化し続ける中で、国民の安心・安全に対する期待は、ますます強くなっています。このような状況のもと、予防行政では、新宿区歌舞伎町ビル火災を契機とした違反是正指導の強化、技術革新や規制改革に伴う消防用設備等の技術基準の性能規定化の推進や登録機関制度の導入、増加する住宅火災に対応するための住宅用火災警報器の設置義務化など、その内容も大きく変化し複雑・専門化しています。

これらの変革に対応できる指導者を育成するため、今期「予防科第78期」では、消防法令の大改正を踏まえた講義をはじめ、「建築基準法」、「都市計画法」、「危険物化学」などの関連講義のほか、「燃焼・鑑識」や「腐食・防食」などの実験を実施しました。また、東京消防



中国からの研修生とともに実施した「腐食・防食実験」

庁消防学校施設を借用した査察実習や、石油コンビナート施設の視察研修、東京地方裁判所で行政訴訟裁判等を傍聴するなど、多岐にわたる校外研修を実施しました。

予防科第78期では、全国の消防本部（消防学校を含む）からの57名の学生とともに、(財)日本消防協会を通じて入校した中華人民共和国からの研修生3名が、言葉や文化の違いを克服しながら一緒に勉学に励みました。卒業生にあっては、本校在校中に修得した幅広い知識・技術を基に、的確な予防行政の推進に努め、地域住民の負担に十分に応えられるものと期待されます。

平成18年度における予防・危険物教育の取り組みは、危険物施設技術基準への性能規定導入や、危険物に起因する事故の増加傾向を踏まえ、先月もお伝えしたように「予防科」から「危険物科」を独立させて実施します。今後とも予防・危険物教育の展開にご期待ください。



東京消防庁消防学校施設での「査察実習」

■ 救急科第64期・予防科第78期成績優秀者

救急科第64期(17年9月5日から11月18日)は、前期に引き続いて「救急救命士による薬剤投与に係る追加講習カリキュラム」を含んだ内容で実施し、全国各地の救急業務の指導・監督者として必要な最新の知識と技術を習得しました。成績優秀者は、豊田市消防本部(愛知県)・内田政巳、鳥取県西部広域行政管理組合消防局(鳥取県)・橋本健治、福岡市消防局(福岡県)・四島 弘の各

氏でした。

また、上記の予防科第78期(17年9月26日から12月2日)の成績優秀者は、山形県消防学校(山形県)・佐藤光則、入間市消防本部(埼玉県)・山本順二、金沢市消防本部(石川県)・清瀬 守、静岡市消防防災局(静岡県)・遠藤祐広、熊本市消防局(熊本県)・岩本和士、大分市消防局(大分県)・後藤能秀の各氏でした。

平成18年春季全国火災予防運動

予防課

消防庁では、「あなたです 火のあるくらしの 見はり役」を統一防火標語として、平成18年3月1日(水)から7日(火)までの7日間にわたり、春季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されているもので、この運動を契機に、日頃忘れがちな火災に対する警戒心を喚起し、

住民、事業所の関係者及び全国の消防機関等が一体となって火災予防を推進しようというものです。

また、この春季全国火災予防運動と同時期に「全国山火事予防運動」、さらに「車両火災予防運動」も合わせて実施します。

火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を使うなどして、積極的な広報を行って下さい。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント -3つの習慣・4つの対策-

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器等**を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災製品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



火災予防運動における市民への防火指導

(写真提供：川崎市消防局)

住宅の耐震化と家具の転倒防止

防災課

地震はいつどこで起きるかわかりません。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、死者の約8割が建物の倒壊によるものであったと言われています。このような被害を少しでも軽減するために、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて重要であり、日頃から一人ひとりが地震に対する備えの意識をもつことが必要です。

<住宅の耐震化について>

● 自宅の建築年度の確認

昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物については、改正後の建築基準法が適用されており、基本的に耐震性に問題はないと考えて構いません。

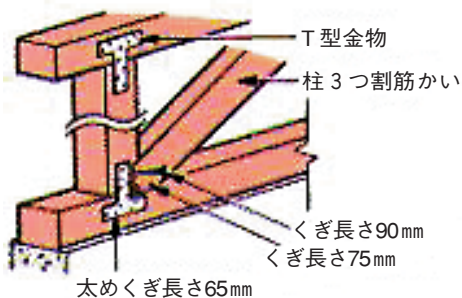
● 耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前の建築であった場合、まずは、自宅の建築確認を受けた役所の窓口に相談するのが良いでしょう。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度をうまく活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を行っている場合があります。

● 耐震補強の実施

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁の筋かい等の追加、梁と柱の間を金具で補強したり、基礎を鋼材で補強する等、様々な方法がありますので、建築士や工務店と十分な相談をすることが必要です。

耐震補強の一例



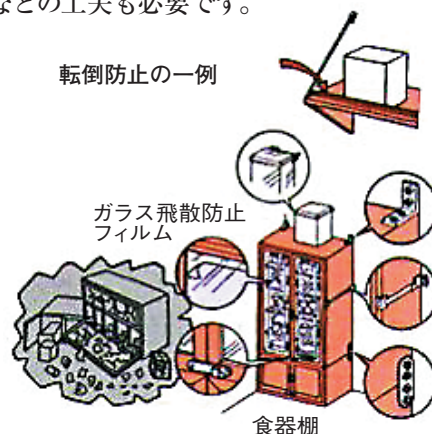
柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは、補強をしておきましょう。

この場合も、工費の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口に制度の確認を行うことをおすすめします。

<家具の転倒防止について>

● 家具配置等の工夫

まずは、転倒被害を受けにくい家具配置について工夫してみてください。例えば、就寝場所が家具の側方部分となるよう配置したり、家具の転倒範囲に机などを配置し、就寝場所に転倒しないよう工夫するなど、お部屋の状況に合わせて工夫してみてください。また、大きな揺れの際の飛散を避けるため、テレビは低い位置に固定しておくなどの工夫も必要です。



● 具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけではやはり限界があります。タンスや本棚などをL字金具や支え棒などで固定したり、食器棚に扉が開かないための金具を取り付けたり、冷蔵庫を転倒防止用ベルトで固定したり、具体的な転倒防止策を講じることが必要です。これらの器具については、家電メーカー・家具メーカーやその取扱い店に問い合わせたり、DIYショップ等で販売されているものを活用しても良いでしょう。

住宅の耐震化や家具の転倒防止は、確かにコストを要しますが、既存の制度を活用することなどにより、通常より安価に対応できる場合もあります。ちょっとした意識の違いによって、大きな被害を避けられることがあります。まずは、手軽にできることから始めてみてはいかがでしょうか。

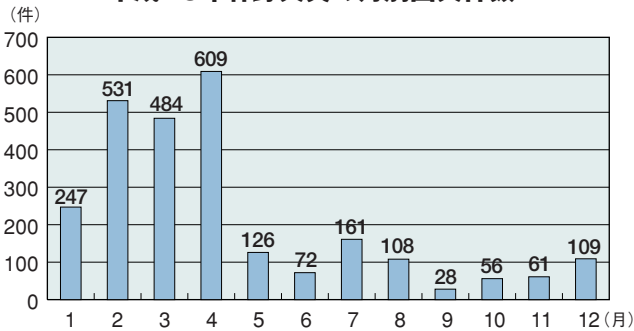
林野火災を防ごう！ ～全国山火事予防運動～

特殊災害室

1 林野火災の発生状況及び注意点

日本における林野火災は、例年春先に多く発生しており、平成16年においても4月に609件と最も多く発生しています。また、2月から4月までの間に1,624件の火災が集中して発生しており、年間総発生件数の62.7%を占めています。この時期に林野火災が多いのは、枯葉が地上に積もり、下草も枯れているうえ、降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件が重なっていることと、火入れが行われたり、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることによるものと考えられます。

平成16年林野火災の月別出火件数



平成16年中の林野火災発生状況を見ると、出火件数は2,592件（前年1,810件）、焼損面積は1,568ha（同726ha）、死者は11人（同19人）となっています。

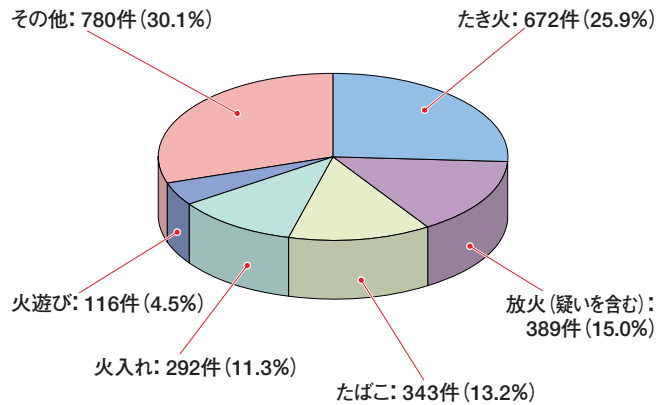
平成16年中の林野火災の出火原因としては、「たき火」によるものが672件で全体の約26%を占め最も多く、次いで「放火（放火の疑いを含む）」、「たばこ」、「火入れ」の順となっており、火遊びを含めた人的失火による火災の割合は、全体の約7割を占めています。

このような失火による林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心がけましょう。

【失火防止のための注意点】

- ・ 枯れ草等のある火災が起りやすい場所ではたき火をしないこと
- ・ たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ・ バーベキューなどで火を使用する場合には、指定された場所で行い、そこを離れる時には完全に火を消すこと
- ・ 各自が出したゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰るなどマナーの向上に努めること
- ・ 屋外で火気を使用する場合には、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること
- ・ 強風注意報や乾燥注意報などが発令されている場合には、火気の使用は差し控えること

平成16年林野の発生原因別件数



2 全国山火事予防運動（3月1日～3月7日）

消防庁では、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春期全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて、山火事予防を呼びかけています。

【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- ・ 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ・ ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- ・ 駅や市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスターの掲示
- ・ 報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発
- ・ 消防訓練及び防火研修会の開催、婦人（女性）防火クラブの広報活動など

3 おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうとその回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の多くは、一人一人の注意でその発生を抑制することができるものです。

平成17年度山火事予防の標語
「火の用心 森の恵みを 未来まで」



ふるさとを災害から守るための 消防団活動への参加の呼びかけ

防災課

消防団は、常備消防と同様に市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわち、ボランティアとしての性格も併せ有しています。

消防団はほとんどすべての市町村に設置され、平成17年4月1日現在、全国で2,963団、90万8,043人の消防団員が活躍しています。

消防団員は、地域密着性・要員動員力・即時対応力といった3つの特性を活かしながら、消火活動のみならず、大規模災害時には住民の避難誘導や災害防ぎょ等を行っています。また、平常時においても、消火訓練や防災訓練などの各種訓練のほか、応急手当等の講習会、住宅の防火指導の実施、各種予防広報週間中の広報活動などの防火啓発活動等を通して、地域住民の安心・安全のため、各地で活発な取組が行われています。消防団は、消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあっては消防活動を全面的に担っており、また、地理や住民の居住先等の地理情報を十分に把握しているため、大規模災害時等には特に能力を発揮しています。

近年は、女性の消防団への参加も増加しており、平成

17年4月1日現在、全国で1万3,864人の女性消防団員が通常の災害対応のほか、広報活動、一般家庭の防火指導、一人暮らしの高齢者宅への防火訪問や応急手当指導など多岐にわたる活動を行って大きな成果を上げており、今後も一層の活躍が期待されています。

平成17年は、福岡県西方沖を震源とする地震・宮城県沖を震源とする地震・台風第14号等の風水害・愛媛県今治市における林野火災など、大規模な災害が相次ぎましたが、これらの災害において、地元消防団は、地域の防災力の中心として、多岐にわたる活動を行い、住民から高く賞賛されています。

しかしながら、近年、社会環境の変化等を受け、地域によっては消防団員数の減少、サラリーマン団員の増加や高齢化などの課題に直面しています。

地域の安心・安全を守るため、これからもより多くの方々が消防団に参加されることを期待しています。

消防団のホームページ

<http://www.fdma.go.jp/syobodan>

消防団メールマガジンに御登録を！

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/magazine>



秋の火災予防広報活動中の消防団員
(写真提供：長野県須坂市消防本部)



林野火災で消火活動を行う消防団員
(写真提供：愛媛県今治地区事務組合消防本部)

テレビ広報番組放送のお知らせ

(1) 番組タイトル

「迫り来る危機 安心・安全な防災まちづくり」

(2) 放送日時・放送局

平成18年1月9日(月) 昼12時～12時30分 テレビ東京系列

平成18年1月15日(日) 16時～16時30分 B S ジャパン

その他一部地方局において、放送予定ですが放送日時は未定です。

(3) 番組内容

「地域防災」をテーマに、地域における自主防災組織の取り組みや、地域コミュニティの連携した取り組みである地域安心安全ステーションについて具体的な事例を交えつつ紹介し、自主防災活動の必要性を認識していただく内容となっています。

11月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防災第262号	平成17年11月7日	都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	防災研修の充実について
消防運第34号	平成17年11月14日	各都道府県国民保護主管部長	消防庁国民保護運用室長	避難施設データベースの整備について(通知)
消防予第353号	平成17年11月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	予防技術検定の実施に関する基準等について
消防予第356号	平成17年11月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等の一部改正について
消防危第269号 消防特第219号	平成17年11月28日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について(通知)
消防特第220号	平成17年11月28日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令の施行について
消防特第221号	平成17年11月28日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の施行について
消防特第222号 17保安第36号	平成17年11月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長 原子力安全・保安院保安課長	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

広報テーマ

1 月		2 月	
①文化財防火デー ②1月17日は「防災とボランティアの日」 ③消火栓の付近での駐車禁止 ④たき火・たばこによる火災の防止	予防課 防災課 消防・救急課 予防課	①春季全国火災予防運動 ②住宅の耐震化と家具の転倒防止 ③e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ ④全国山火事予防運動 ⑤ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ	予防課 防災課 特殊災害室 防災課

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社